

【 手当月額 】

令和 7 年 4 月分（令和 7 年 5 月支給）から

区分	全部支給	一部支給
本体額	4 6, 6 9 0 円	4 6, 6 8 0 円 ～ 1 1, 0 1 0 円
第 2 子以降加算額	1 1, 0 3 0 円	1 1, 0 2 0 円 ～ 5, 5 2 0 円

※一部支給の場合の加算額は、所得に応じて決定されます。

【児童扶養手当 所得制限限度額表】

扶養親族等の数	本人（母、父または養育者）の所得限度額		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者の所得限度額
	全部支給	一部支給	
0 人	6 9 0, 0 0 0 円	2, 0 8 0, 0 0 0 円	2, 3 6 0, 0 0 0 円
1 人	1, 0 7 0, 0 0 0 円	2, 4 6 0, 0 0 0 円	2, 7 4 0, 0 0 0 円
2 人	1, 4 5 0, 0 0 0 円	2, 8 4 0, 0 0 0 円	3, 1 2 0, 0 0 0 円
3 人	1, 8 3 0, 0 0 0 円	3, 2 2 0, 0 0 0 円	3, 5 0 0, 0 0 0 円
4 人	2, 2 1 0, 0 0 0 円	3, 6 0 0, 0 0 0 円	3, 8 8 0, 0 0 0 円
5 人	2, 5 9 0, 0 0 0 円	3, 9 8 0, 0 0 0 円	4, 2 6 0, 0 0 0 円

※ 6 人目以降… 1 人増えるごとに 3 8 万円加算

(注) 1 所得額は、給与所得者の場合給与所得控除後の額です。

2 前年中に受け取った養育費のうち 8 割相当額を所得に加算します。

3 次の場合には、上記表の限度額に所定の額が加算されます。

○受給資格者本人・同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る)または老人扶養親族 1 人につき 10 万円

・特定扶養親族または 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族 1 人につき 15 万円

○扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

・老人扶養親族 1 人につき 6 万円(扶養親族等の全員が老人扶養親族の場合は 1 人を除く)

4 児童扶養手当法施行令で所得から控除できるものがあります。